

「食品衛生法施行条例の一部を改正する条例」案について

1 趣旨

食をとりまく環境変化や国際化等に対応するため平成30年6月に食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）が改正され、HACCPに沿った衛生管理が制度化されたほか、許可を取得すべき業種について見直しがされました。

また、これまで地方自治体の条例に委ねられていた営業施設の基準について、全国平準化を目的とした「参酌基準」として食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）に定められました。

併せて、効果的にHACCPに沿った衛生管理の監視指導を実施することを目的に、これまで把握してこなかった食品等事業者を把握するため、営業の届出制度が創設されました。

これらを受けて、食品衛生法施行条例（平成12年岩手県条例第30号。以下「条例」という。）について、法改正に対応した改正等をしようとするものです。

※ 参酌基準とは

- ・ 十分参照しなければならない基準
- ・ 条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参酌した上で判断しなければならない
- ・ 十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの

2 条例改正の方向性

(1) 方針

本県では、一部の例外を除き、省令で定められた基準と同一の基準とする予定です。

※ 一部の例外：魚介類販売業における移動食品営業に関する施設基準を定める規定

(2) 内容

ア 厚生労働省令の参酌基準に合わせた施設基準の見直し

営業施設の基準は省令第66条の7に定める基準をもって、県の基準とすることとします。

魚介類販売業の移動食品営業については、省令の参酌基準のほか参酌基準における自動車において調理をする場合の基準をもって、その基準とします。

イ 営業許可証の書換え交付、再交付について規定

営業許可証の施設への掲示義務を課していますが、書換え交付及び再交付の規定が無いことから、新たに書換え交付及び再交付ができる規定を追加することとします。

ウ 死亡等の届出の対象の追加

届出制度が創設されたことを踏まえ、省令で規定する廃業の届出の取扱いに準じ、届出営業について、届出営業者が死亡したとき等の死亡等の届出の対象に追加します。

3 今後のスケジュール（予定）

本条例の一部改正(案)については、県議会令和3年2月定例会への提案に向けて検討を進めるものです。